

令和4年度答申第62号
令和5年1月20日

諮問番号 令和4年度諮問第65号（令和4年12月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、兄のA（以下「兄A」という。）は海軍工廠に勤務していたときに結核にかかり、これにより死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、兄Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、兄Aは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに遺族援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者（以下「弔慰金受給権者」という。）をいうと規定している。

特別弔慰金支給法2条の2第1項及び第2項は、弔慰金受給権者が基準日において死亡しているなどの事由により弔慰金を受ける権利を取得しない場合において、基準日に当該死亡した者の子がなかったときは、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなすと規定している。

- (3) 遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条4項は、前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

- (4) 遺族援護法2条3項は、この法律において「準軍属」とは、同項各号に掲げる者をいうと規定し、同項6号には、「事変地又は戦地に準ずる地域における勤務（政令で定める勤務を除く。）に従事中のものの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉦員」が掲げられている。そして、遺族援護法2条5項は、同条3項6号に規定する事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域であった期間は、政令で定めると規定している。

これを受けて、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令（昭和27年政令第143号。以下「遺族援護法施行令」という。）1条の2は、遺族援護法2条3項6号に規定する事変地又は戦地に準ずる地域の区域及びその区域が事変地又は戦地に準ずる地域である期間は、次の表のとおりとすると規定し、同表の9号には、「事変地又は戦地に準ずる地域の区域」として「本邦（小笠原諸島及び硫黄列島、南西諸島並びに伊豆七島を含む南方諸島（小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島を除く。）を除く。）」が掲げられ、当該区域が事変地又は戦地に準ずる地域である「期間」は「昭和12年7月7日から昭和20年11月30日まで」とすると定められている。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の

経緯は、以下のとおりである。

- (1) 兄Aは大正a年b月c日に、審査請求人は昭和d年e月f日に、父のC（以下「父C」という。）と母のD（以下「母D」という。）との間に、それぞれ長男及び三男として出生した。

（改製原戸籍謄本（戸主：父C））

- (2) 兄Aは、昭和18年10月22日、E（以下「兄妻E」という。）と婚姻をした。兄妻Eは昭和19年6月21日に、兄Aは昭和20年12月3日に死亡した。兄Aと兄妻Eとの間には、子はいない。

（改製原戸籍謄本（戸主：父C））

- (3) 審査請求人は、令和3年1月27日、住所地（F地）を經由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、兄Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、審査請求人は、本件請求に係る最先順位の遺族である。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 処分庁は、令和3年5月11日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (5) 審査請求人は、令和3年6月30日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、令和4年12月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

兄Aは、海軍工廠に勤務していたときに結核にかかり、これにより死亡したにもかかわらず、処分庁は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められません。」として、本件却下処分をした。この処分庁の認識は間違っているから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人が本件請求時に提出した戸籍及び「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」によれば、兄Aと審査請求人は、父Cと母Dとの間の子であり、兄弟であること、兄Aには、子がいないこと及び父Cは昭和34年4月25日に、母Dは昭和53年8月3日に死亡していることが認められる。

したがって、基準日において審査請求人が兄Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる戦没者等の遺族と認められるためには、兄Aが遺族援護法に規定する軍人軍属又は準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

2 次に、兄Aの身分について確認すると、処分庁には、兄Aに関する資料が保管されていなかったが、審査庁には、旧海軍から引き継いだ人事記録（以下「本件人事記録」という。）が保管されていたこと、本件人事記録によれば、兄Aは、遺族援護法2条3項6号に規定する海軍工員（準軍属）として、昭和13年3月4日にG海軍工廠に採用され、昭和17年9月6日にH海軍工廠に転傭となり、その後、依願解傭（年月日不詳）となったことが認められた。しかし、本件人事記録には、兄Aに係る受傷罹病に関する記載はされていない。

3 処分庁は、審査請求人から、兄Aの受傷罹病や死亡の事情等に関する資料が提出されていないため、審査請求人に対し、兄Aに関する罹患証明書や死亡診断書等の資料の有無について照会をしたところ、審査請求人から、資料等は全て燃やしてしまっており、死亡診断書は法務局に保管されていないとの回答があった。また、審査請求人から提出された戸籍には、兄Aが「昭和20年12月3日午前1時本籍に於て死亡」したと記載されているのみで、死亡の事情等は記載されていない。

したがって、兄Aが海軍工廠に勤務していたときに結核にかかり、これにより死亡したとの審査請求人の主張については、その事実を確認することができる資料がない。

4 以上のとおり、兄Aが海軍工員（準軍属）としての在職期間中に結核にかかったことを確認することができない。そうすると、兄Aは、遺族援護法2条に規定する準軍属として公務上又は勤務に関連した傷病により死亡したと

は認められず、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条1項本文に規定する弔慰金受給権者である戦没者等の遺族に該当しないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考えます。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和3年6月30日

審理員の指名 : 同年8月5日

(本件審査請求の受付から約1か月)

反論書の受付 : 同年9月1日

審理員意見書の提出 : 令和4年3月29日

(反論書の受付から約7か月)

本件諮問 : 同年12月19日

(審理員意見書の提出から約8か月半、本件審査請求の受付から約1年5か月半)

(2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②反論書の受付から審理員意見書の提出までに約7か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約8か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月半もの長期間を要しているが、上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。これらの手続が迅速に行われていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、大幅に短縮されていたものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、兄Aは海軍工廠に勤務していたときに結核にかかり、こ

れにより死亡したと主張する（上記第1の3）。

兄Aは、昭和20年12月3日、自らの本籍地（I地）で死亡している（改製原戸籍謄本（戸主：父C））が、本件人事記録によれば、兄Aは、昭和13年3月4日にG海軍工廠に工員として採用され、昭和17年9月6日にH海軍工廠に転傭となり、その後、依願解傭（年月日不詳）となっているから、兄Aは、遺族援護法2条3項6号及び遺族援護法施行令1条の2に規定する海軍工員（準軍属）であったことが認められる。

そして、審査請求人が本件請求に係る最先順位の遺族であることについては、審査関係人間に争いが無い（上記第1の2の(3)）。

したがって、本件では、兄Aが海軍工員（準軍属）として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したと認められるか否かが問題となる。

- (2) しかし、本件人事記録には、上記(1)の兄Aに関する旧海軍での履歴は記載されているが、その傷病に関する記載はされていない。また、審査請求人によれば、兄Aに関する資料は、全て焼き捨ててしまい、残存していないこと、法務局に対し兄Aの死亡届添付の死亡診断書の写しの交付請求をしたところ、当該死亡診断書は保管されていないとの回答があったことが認められる（令和3年1月27日付けの審査請求人作成の書面、反論書）。

以上によれば、兄Aが海軍工廠に勤務していたときに結核にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。そして、一件記録を精査しても、兄Aが海軍工員（準軍属）として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したことを確認することができる資料は見当たらない。

- (3) そうすると、審査請求人は、遺族援護法34条3項に規定する準軍属であった者の遺族に該当せず、特別弔慰金支給法に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

優
美
美
公
貴
珠
口
田
原
野
村
員
員
員
委
委
委